

## 佐賀県告示第 326 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

平成 30 年 8 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「420 X」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真を付して「BOMB」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Crazy Sexnista」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Deep Eros」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Extreme Ace」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「F」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「gan girls（販売名が girls であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Hyper Virgin」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「LEGEND」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (10) 次の写真を付して「love cliché」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Mara XXX（販売名が Mara XXX（マラマックス）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Platon」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「sex herb（販売名が SEX HERB であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX ITEM」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Bin Bin Bing」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真を付して「Deep night」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Dynamite!!」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Gold Crash」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Hentai Kibun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「LEAVES OF CHANGE（販売名が Leaves of Change であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「Maguwai」と表示のある製品であって、

その内容物が液体のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「MANLY MENS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「Max Point」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「NO. 48」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「Pussy the Max」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX ON THE BEACH（販売名が sex on the beach であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「SG（販売名が SG（ノーマル男女）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「STUPID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「Super Dash」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SEX（販売名が Super Sex であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(31) 次の写真に示すとおり、被包に「Triple Juicy（販売名が Triple Juicy（往年スタイル）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(32) 次の写真を付して「with love」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「X.Y.Z（販売名が X.Y..Z であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「ぐちょぐちょ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオ∞スペシャル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「スーパーゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「ドロドロリキッド since2007」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「000H! YES!!（販売名がメス絶頂♀であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「淫欲」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「淫乱ウケ ver 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「逆噴射」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「狂 SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「狂ケツマン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「錯乱 SEX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

て、その内容物が液体のもの

(46) 次の写真に示すとおり、被包に「情欲ピクピク」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(47) 次の写真に示すとおり、被包に「潮吹き」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(48) 次の写真に示すとおり、被包に「濃密トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(49) 次の写真に示すとおり、被包に「暴ウケ（販売名が爆ウケであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(50) 次の写真を付して「秘宝感」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(51) 次の写真に示すとおり、被包に「恍惚.スプ.ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(52) 次の写真に示すとおり、被包に「女狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(53) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Angel（販売名が black angel であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(54) 次の写真に示すとおり、被包に「Black cherry（販売名が Black Cherry であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(55) 次の写真に示すとおり、被包に「Hanabira Jin Jin」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(56) 次の写真に示すとおり、被包に「Name★star」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「NaMe<sup>2</sup>（販売名が NaMe 2（なめなめ）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (58) 次の写真を付して「New challenger」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「Red Spear」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「Wedlocke（販売名が wedlocke であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「穴パウ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「覚淫」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため